商標権	判決年月日	平成３１年３月１２日	担当部	知財高裁第２部
	事件番号	平成３０年（行ケ）第１０１２１号		

○ 指定商品を「とうもろこし」とする「キリンコーン」との商標について，「キリン」，「KIRIN」又は「麒麟」の文字からなる引用商標と類似するとともに，指定商品も引用商標と同一又は類似であるとして，商標法４条１項１１号該当性を認めた事例。

（事件類型）審決（無効・不成立）取消　（結論）審決取消

（関連条文）商標法４条１項１１号

（関連する権利番号等）登録第５８８２９２９号，無効２０１７－８９００７５号

判　決　要　旨

１　原告は，本件商標について，商標法４条１項１１号，同項１５号に該当すると主張して，無効審判を請求したが，特許庁は，平成３０年７月２７日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をした。本判決は，上記審決の取消訴訟である。

【本件商標】

指定商品　　第３１類　とうもろこし

２　本判決は，以下のとおり，本件商標と引用商標は類似し，本件商標の指定商品と引用商標の指定商品は，同一又は類似すると判断して，本件商標と引用商標が非類似であるとした上記審決を取り消した。

⑴　本件商標と引用商標の類否

ア「コーン」が本件商標の指定商品である「とうもろこし」の意味を有する英語である「ｃｏｒｎ」の読みを片仮名で表したものであることは，わが国においても広く知られていることからすると，本件商標の構成中，「コーン」の文字部分は，上記指定商品そのものを意味するものと捉えられ，その識別力は低いものといえる。

他方で，「（ａ）中国で聖人の出る前に現れると称する想像上の動物。（ｂ）最も傑出した人物のたとえ。（ｃ）ウシ目キリン科の哺乳類。」の意味を有する「キリン」は，本件商標の指定商品との関係で，「コーン」よりも識別力が高く，取引者，需要者に対して強く支配的な印象を与える。

そうすると，本件商標の「キリン」の文字部分と「コーン」の文字部分とが，分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められず，本件商標から「キリン」の文字部分を要部として観察することは許される。

イ　「キリン」，「KIRIN」又は「麒麟」からなる引用商標のいずれからも本件商標と同じ「キリン」との称呼が生じる上，本件商標と引用商標を観念で区別することはできない。

また，「キリン」の片仮名を縦又は横に記載した引用商標１，２，６と本件商標とは，「キリン」の文字部分の色彩や書体に違いはあるものの，本件商標の「キリン」の文字部分とは，「キリン」の文字は同じであるから，外観上，類似するものといえる。

以上に加え，本件商標の指定商品である第３１類「とうもろこし」の需要者に一般消費者が含まれることも併せて考慮すると，本件商標と引用商標は，出所について誤認混同を生ずるおそれがある類似する商標というべきである。

⑵　本件商標の指定商品と引用商標の指定商品の類否

ア　商標法施行令別表（政令別表），平成２８年経済産業省令第１０９号による改正前の商標法施行規則別表（旧省令別表）及び本件商標登録出願時における特許庁の旧審査基準の記載によると，旧省令別表第３１類１にいう「とうもろこし」は，「穀物」としての「とうもろこし」であったと解するのが相当であり，「第３１類　とうもろこし」とする本件商標の指定商品の範囲は，少なくとも「穀物」としての「とうもろこし」に及ぶ。

また，省令別表における細分類の表示は飽くまで例示であって，政令別表が第３１類を「加工していない陸産物，生きている動植物及び飼料」と定め，本件商標の出願後に施行された平成２８年経済産業省令第１０９号が，商標法施行規則別表の第３１類１中の「とうもころし」を「とうもろこし（穀物）」とし，同類１０「野菜」に「とうもろこし（野菜）」を加えたことからすると，本件商標の指定商品「第３１類　とうもろこし」は，「野菜」としての「とうもろこし」も含むと解することが相当である。

イ　上記アを前提とすると，引用商品の指定商品は，上記アの「とうもろこし」からなるものを含んでいたり，上記アの「とうもろこし」と生産者や販売者が同一であったりすることなどの理由から，本件商標の指定商品と同一又は類似といえる。